

北海道消防学校教育訓練等のあり方検討会開催要綱

(目的)

第1条 消防職員の大量退職に伴う若年層の増加等により災害対応力の低下が懸念される中、近年の災害の様態は大規模・複雑多様化の様相を強めている。このような消防防災を取り巻く状況の変化を踏まえ、今後、北海道消防学校（以下「消防学校」という。）に求められる教育訓練のあり方や防災減災に向けた役割、それらに伴う施設のあり方等について道が意見等を聴取するため、消防関係者や防災専門家等で構成される検討会を開催する。

(所掌事項)

第2条 検討会は、次の事項について意見を述べる。

- (1) 教育訓練のあり方に関する事。
- (2) 今後、消防学校に求められる役割（教育訓練を除く）に関する事。
- (3) 上記(1)(2)の内容を踏まえた施設整備のあり方に関する事。
- (4) 組織体制のあり方に関する事。
- (5) 札幌市消防学校との連携に関する事。
- (6) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関する事。

(構成)

第3条 検討会は、次に掲げる者の中から、別紙の者をもって構成する。

- (1) 消防教育訓練または消防行政に関する専門的知識を有する者
- (2) 北海道内消防本部の長（札幌市消防局及び道西地区、道南地区、道央地区、道北地区、道東地区を代表する消防本部）
- (3) 消防団に関する専門的知識を有する者
- (4) 防災に関する専門的知識を有する者
- (5) その他消防学校長が必要と認める者

2 検討会には、オブザーバーを置くことができる。

(座長)

第4条 検討会に座長を置き、構成員の互選により選出する。

2 座長は、不在の場合などの都度、これを代行する者を指名することができる。

(会議)

第5条 検討会は、座長が招集する。

(庶務)

第6条 検討会の庶務は、北海道消防学校及び北海道総務部危機対策局危機対策課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附則

この要綱は、令和元年7月12日から施行する。